



島根県報

平成29年2月10日（金）

号外第7号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第53号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町三成1626番11地先から同1608番17地先まで	前	メートル 14.00～50.00	メートル 334.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 拡幅及び減幅
			後	14.00～50.00	334.00	
"	184号	出雲市所原町4685番1地先から同町4686番1地先まで	前	9.53～41.52	65.81	出雲県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	17.37～48.97	65.81	
県道	川本大家線	邑智郡川本町大字川下3105番5地先から同町大字谷戸2908番25地先まで	前	16.00～16.50	12.00	県央県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	16.00～21.20	12.00	
"	邑南高宮線	邑智郡邑南町阿須那2893番17地先から同地先まで	前	2.90～5.00	40.00	災害防除工事 拡幅
			後	9.20～25.70	40.00	
"	静間久手停車場線	大田市鳥井町鳥井字明年峠2097番4地先から同1526番2地先まで	前	13.43～58.15	293.46	県央県土整備事務所大田事業所 災害復旧工事 拡幅
			後	15.23～93.08	300.00	
"	黒沢安城浜田線	浜田市長見町1018番2地先から同番7地先まで	前	A 9.34～33.60	82.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消
		浜田市長見町1018番1地先から同番7地先まで		B 8.40～16.40	100.00	

		浜田市長見町1018番2 地先から同番7地先ま で	後 A	9.34~ 33.60	82.00		仮設道撤去
--	--	---------------------------------	-----	----------------	-------	--	-------

島根県告示第54号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町三成1626番11地先から同1608番17地先まで	メートル 334.00	平成29年 2月10日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
県道	川本大家線	邑智郡川本町大字川下3105番5地先から同町大字谷戸2908番25地先まで	12.00	平成29年 2月10日	県中央土整備事務所	
〃	邑南高宮線	邑智郡邑南町阿須那2893番17地先から同地先まで	40.00	平成29年 2月10日		
〃	田所国府線	浜田市下有福町70番3地先から同市大金町口389番4地先まで	172.00	平成29年 2月10日	浜田県土整備事務所	